

栗山町告示第140号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5及び第167条の11の規定により、令和7年度及び令和8年度に栗山町が締結しようとする契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」と総称する。）に参加する者に必要な資格（以下「資格という。」について、次のとおり定める。

令和6年12月6日

栗山町長 佐々木 学

第1 資格の要件

1 資格の種別

資格の審査（以下「資格審査」という。）は、契約の種類ごとに、別表に掲げる区分により行う。

2 基本的資格要件

資格審査における各資格に共通の要件は、次のいずれにも該当することとする。

- (1) 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者ではないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。
- (3) 本町の町税に滞納がないこと。
- (4) 法人税又は所得税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないこと等について誓約していること。

3 契約の種類による資格要件

契約の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

(1) 工事の請負に係る契約

ア 次のいずれにも該当すること。

- ①令和6年1月1日現在（随時申請の場合にあっては、申請しようとする月の初日）において、建設業法（昭和24年法律第100号）による営業の許可を受けている者であって、かつ、当該許可を受けてから2年以上当該建設業を営んでいること。（解体工事業にあっては、許可を受けるまで継続して営むとび・土工工事業の経過年数を含む）

- ②①の許可を受けた建設業について、建築業法第27条の23第1項に規定する

経営事項審査を受け、同法第27条の29第1項に規定する総合評価値の通知を受けており、かつ、その結果通知の基準日（＝決算日）が令和元年7月10日）随時申請の場合にあっては、資格審査の申請をする日の1年7か月前の日の直後の事業年度の終了の日）以降の日であること。

③支店・営業所等に契約締結権限等を委任する場合には、当該権限等の委任を受けた者（以下「受任者」という。）が希望業種に係る契約実績を官民間問わず有し、工事（事業）経歴書等で示していること。

④雇用保険、健康保険、厚生年金保険にすべて加入している事業所であること。
ただし、加入義務のない者については、この限りでない。

イ 工事の請負に係る契約のうち、土木、建築、舗装、電気、水道施設、管、又は解体工事に係る競争入札に参加しようとする栗山町内に本店を有し、「栗山町建設工事等級格付け希望申出書」を提出した者は、次に掲げる事項について行った審査の結果により算出した総合数値を勘案して、町長が別に定める等級に格付する。

①「客観的要素の評価項目」として、建設業法第27条の23第3項の規定による項目及び基準（平成20年国土交通省告示第85号）

②「技術・社会的要素の評価項目」として、工事成績点、社会貢献度点、雇用対策点

(2) 設計、測量等工事関連業務に係る契約

ア 共通要件

① 令和6年1月1日現在（随時申請の場合にあっては、申請しようとする月の初日）において、引き続き1年以上その事業を営んでおり、かつ、直前1年間にその事業に係る売上高を有していること。

②支店・営業所等に契約締結権限等を委任する場合には、受任者が希望業種に係る契約実績を官民間問わず有し、工事（事業）経歴書等で示していること。

イ 資格の種類による要件

①建築設計にあっては、建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者は、この限りでない。

②測量にあっては、測量法（昭和24年法律第188号）による測量業者の登録を受けていること。

③施設等保全管理（街路樹管理）にあっては、建築業法による造園工事の許可を有していること。

4 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づき設立された組合（以下「協同組合等」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の規定に基づき設立された協業組合（以下「協業組合」とい

う。)については、当該協同組合等又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、3に規定する要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需の受注に係る適格組合証明を有するとき。

(2) 企業組合（中小企業等協同組合法第3条第4号に規定する企業組合をいう。以下同じ。）及び協業組合にあっては、設立の際に競争入札参加資格者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

5 資格の有効期間

資格の有効期間は、定期申請にあっては、令和7年度及び令和8年度の2年間（令和7年4月1日から令和9年3月31日まで）とし、随時申請にあっては、資格を有するものと認められた日から令和9年3月31日までとする。

第2 資格の取り消し

1 競争入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該競争入札参加資格を取り消すものとする。

(1) 政令第167条の4第1項に規定する者になったとき。

(2) 政令第167条の4第2項の規定に基づき競争入札への参加を排除されたとき。

(3) 法令の規定によりその者に付与された営業の許可、免許又は登録等が取り消されたとき。

(4) その他第1の2又は3に定める要件を欠くに至ったとき。

2 競争入札の参加資格者が次の各号のいずれかに該当したときは、その資格を取り消すことができるものとする。

(1) 申請書類に故意に虚偽の記載をしたとき。

(2) 申請に係る事項について変更が生じたにもかかわらず、変更に係る所定の手続きを怠ったとき。

(3) 申請に係る営業を廃業したとき又は長期間にわたり休止したとき。

(4) 金銭的な信用を著しく欠くと認められたとき。

(5) 栗山町契約規則（昭和39年規則第3号）の規定に違反したとき。

第3 資格審査の申請の時期、方法等

1 申請の時期

(1) 第2号から第5号に掲げる以外の者

ア 定期の申請をする者

① 工事の請負及び設計、測量等工事関連業務に係る契約を申請する者
令和6年12月15日から令和7年2月17日までとする。

イ 随時の申請をする者

令和7年4月1日から令和8年11月30日までとする。

(2) 共同企業体

当該企業体が結成されたとき。

(3) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業組合等

第1号に定める時期及び当該証明を受けたとき。

(4) 設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合

第1号に定める時期及び当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。

(5) 町長が特に必要と認めた者

町長の指定する日

2 申請の方法

別表に示す区分により、必要書類を添付の上、郵送（申請時期に必着のこと。）又は、持参により提出するものとする。

(1) 申請書式

ア 工事の請負及び設計、測量等工事関連業務に係る契約
北海道市町村入札参加資格共同審査システムでの電子申請
一般財団法人北海道建設技術センターポータルサイト
(URL : <https://www.hoctec.info/kyoshin/>)

(2) 申請書に添付する書類

上記ポータルサイトに掲載されている様式

(3) 申請先

一般財団法人 北海道建設技術センター 市町村支援課 入札参加資格審査担当
TEL : 011-733-2322 (土日祝を除く9時から17時まで)

3 資格審査の再申請

(1) 競争入札参加資格者は、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、再度、資格審査の申請をするものとする。

ア 競争入札参加資格者の営業が、相続、合併又は譲渡により移転された場合

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である競争入札参加資格者がその構成員(資格を有する者であるものに限る)を変更した場合

ウ 企業組合又は協業組合である競争入札参加資格者がその構成員を変更した場合

(2) 前号の申請の方法は、第3の2に定める申請の方法を準用するものとする。

別表

業 種 分 類 表

1 工事の請負に係る契約

建設業法別表に掲げる建設工事の種類

2 設計、測量等工事関連業務に係る契約

区 分			
建築設計	土木設計	測量	地質調査
技術資料作成	道路清掃	造林	施設等保全管理
施設等保全管理の細区分（漏水調査、埋設管渠調査・設計、街路樹管理、上水道施設維持管理、 下水道施設維持管理）			